

令和2年7月29日

薬局開設者 各位

岩手県薬剤師会事務局

**「薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点」の一部改正について
（「薬局の従事者が患者宅等に届けた場合に薬剤の配送に要した費用」の変更）**

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度補正予算における「薬局における薬剤交付支援事業」にご協力いただいているところですが、先般の第二次補正予算の成立を受けて、「事業の実施に当たっての留意点」が一部改正され、「補助額」に関し、「薬局の従事者が患者宅等に届けた場合に薬剤の配送に要した費用」については、下記のとおりに変更となり事業開始時に遡って適用するとの連絡がありました。

当県におきましては、8月(8/1～8/31)実施分から、新しい提出フォームによる報告とさせていただきますので、ご理解のうえ、ご対応いただきますようお願い申し上げます。

- ※ 7月(7/1～7/31)実施分については、従来の提出フォーム(現在、HPに掲載しているエクセルファイル)により報告願います。
- ※ 8月(8/1～8/31)実施分を報告いただく新しい提出フォームは、8月18日(火)にHPに掲載予定です。
- ※ 7月実施分を含め、これまで報告いただいたものについては、厚生労働省及び岩手県薬剤師会において、変更に伴う処理を行いますので、各薬局に改めて提出いただく必要はありません。
- ※ 改正された、「薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点」については、岩手県薬剤師会HPを参照願います。

「薬局における薬剤交付支援事業の実施に関する留意点」の改正点

変更前：

薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の薬剤の配送に要した費用：300円/1件
(0410対応の場合、支援事業への請求額は100円)

変更後：

薬局の従事者が患者宅等に届けた場合の薬剤の配送に要した費用：500円/1件
(0410対応の場合、支援事業への請求額は300円)

以上